「邪馬台国 所在地の解明」

― 江戸時代以来、300年間の論争の終焉 ―

その1 ： 魏志倭人伝の史料批判

2025年10月 丸地三郎

はじめに

本稿では、「邪馬台国所在地の解明」について、以下の3部構成で論じる。

- 魏志倭人伝の史料批判
- 投馬国の記述追加の理由
- 邪馬台国の所在地

今回は「魏志倭人伝の史料批判」の部分を論じる。従来の邪馬台国論には、二つの大きな問題が存在する。一つは、矛盾を含む倭人伝の旅程を、矛盾を含んだまま解釈し、論じて来たことが問題として挙げられる。この問題については、本稿で、「史料批判」という歴史学の基本の方法による解決策を示す。

1. 邪馬台国は、探せない！

日本考古学協会会長を務めた考古学者の大塚初重氏は、著書『邪馬台国をとらえなおす』(講談社現代新書)の中で、「魏志倭人伝から邪馬台国は探せない」と題された一節を設けている。

1-1 「魏志倭人伝から邪馬台国は探せない」 --- 大塚初重氏の著書の一節を抜粋する

邪馬台国の所在地については、二大学説として畿内説と九州説があり、加えて、岡山、島根、四国、名古屋、千葉、甲信越、岩手など、邪馬台国の候補地には枚挙に遑がない。「はじめに」でも触れたが、宮殿跡が見つかった奈良県桜井市の纒向遺跡は畿内説の有力な候補地である。しかし、これが考古学的に見て、邪馬台国の宮殿跡であると断言できるかどうか。その確証はまったくといっていいほどない。きわめて有力な遺跡ではあるとしても、纒向遺跡全体の五パーセントしか調査されていないとされるため、現時点ではまだ何も断言できない。これが考古学の立場から見た現実である。<u>もともと「魏志倭人伝」に記された邪馬台国の記述はわずか二千字足らず。しかもその記述はあまり正確なものではない。</u>（下線は著者が追記）

「魏志倭人伝」には魏から邪馬台国に至る里程が記されているのであるが、邪馬台国の所在地の解明をその記述に求めていくと、女王国は九州の陸地を越えてはるか南海に達してしまうという厄介な問題にぶちあたる。
江戸時代から読み継がれてきた連続式の読み方は、「魏志倭人伝」の旅程をそのまま素直に読み下した読み方。一方、東京大学の榎一雄氏が戦後発表された放射式の読み方は、伊都国をセンターとして放射線状に各国と通じるというとらえ方で邪馬台国を九州内に納めた。

大和説の場合は南へ邪馬台国に至る、という記述を東への誤りだとして読み替える。あるいは九州にあった邪馬台国が東遷して大和に来て大和王権をうちたてた、という具合に解釈して所在地を比定しようとする。
しかしまだまだ多くの研究者を説得できるほどの説も遺跡も出てきてはいない。

考古学者の研究主題が、『もともと「魏志倭人伝」に記された邪馬台国の記述はわずか二千字足らず。しかもその記述はあまり**正確なものではない。**』、と。科学的である筈の考古学者が、「正確でない」書籍を原点として、研究し、著述しなければならないことは、大変なストレスであったと想像する。

因みに、日本の歴史学会では、魏志倭人伝の時代とそれに併行する時代の古事記・日本書紀の「神話の時代」は、「歴史学者の取り扱うべき対象では無い」として、取り扱っていない。本来は、文献を扱う歴史学と遺跡や遺物を扱う考古学が、両輪のように協力して、解明すべきものと考えるが、そのようになっていない。従って、学問の世界では、考古学者だけが取り扱うと云う片寄った事態が、戦後の長期間に渡り、現実に行われ続けてきた。不思議なことと思うが、その時代を単独で取り扱って来た日本考古学会の元会長の記したストレスを示す「探せない」との記述は、重く受け止めるべきであろう。

1-2 「魏志倭人伝」から邪馬台国の位置は読み取れない？

学門の世界の外に、ネット上でも邪馬台国論は行われているが、こんな指摘がされている。
https://wajinden.com/ の記事を引用する。

「魏志倭人伝」から邪馬台国の位置は読み取れない？
明治43年（1910年）に東京帝国大学の白鳥教授、京都帝国大学の内藤教授がそれぞれ、邪馬台国の所在地を九州、畿内と唱えて以来100年あまり、魏志倭人伝の記述をめぐり、幾多の論争があった。しかし結論はでない。なぜかというと、史料をそのまま素直に読むと、その位置ははるか太平洋の沖に行ってしまうのである。（詳細は「魏志倭人伝」参照）

図１　ネット上に示された邪馬台国への旅程地図

魏志倭人伝に記されている行程は下記の通りである。
帯方郡→狗邪韓国　7,000 里
→対馬　1,000 里
→一大國(壱岐)　1,000 里(帯方郡より 9,000 里)
→末蘆国(唐津)1,000 里
→伊都国(糸島半島)南東へ陸行　500 里(帯方郡より 10,500 里)
→奴国　東へ陸行 100 里
→不弥国　東へ陸行 100 里
→投馬国　南へ水行 20 日
→邪馬台国　南へ水行 10 日、陸路1月

総距離(帯方郡→邪馬台国):12,000 里

以上のように、元日本考古学協会会長の大塚初重氏の意見も、ネット上の論者も、魏志倭人伝の旅程・行程の記載通りにしては、邪馬台国にたどり着けないとしている。

1-3　水行十日・二十日を地図上に図示

旅程を連続的に捉えるケースの外に、榎一雄氏の発案した「放射線説」(放射読み)との解決策も示されているが、投馬国への水行二十日と邪馬台国への水行十日陸行一月をそのまま捉えると、次の図のようになる。そこからは、解決策は見えない。

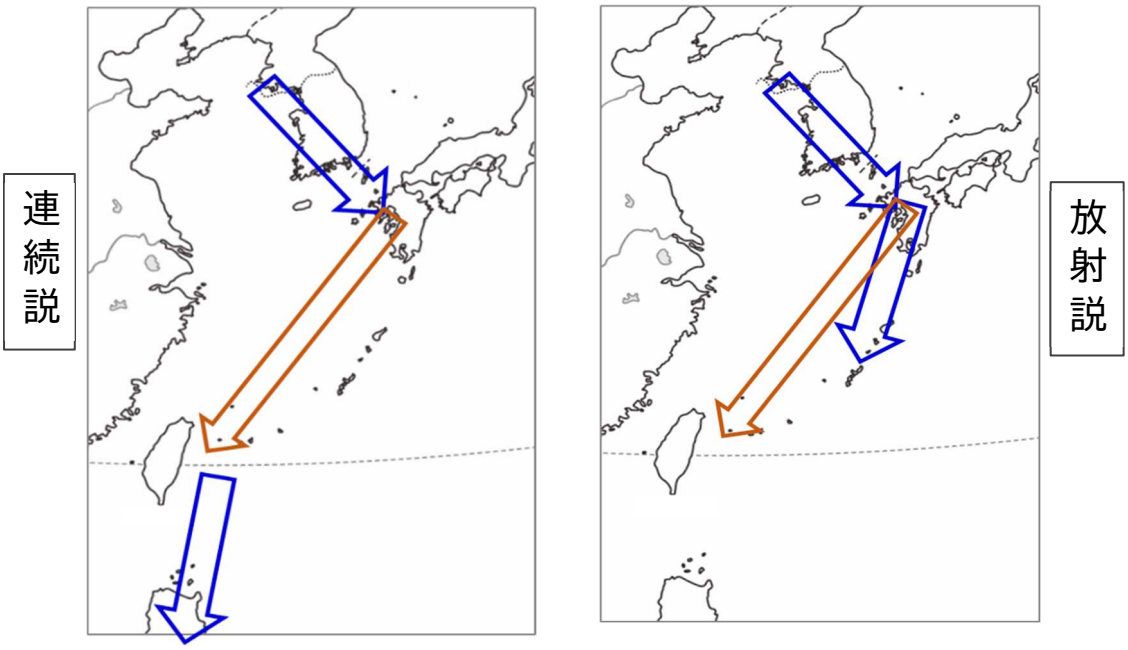

図2　水行十日　水行二十日を表記した地図

概略の距離を、水行十日＝一万里、水行二十日＝二万里として配置した。
魏志倭人伝に記された旅程をそのまま受け取り、日本国内に当てはめると、合致する場所が無い。 そこで、邪馬台国論者は、この旅程は不正確であるとして、誤りが含まれていることを前提に論じてきた。
「南の方角を誤りとして、東に変更する。」「距離の里数も不正確として、まともに取り扱わない。」 このようにして、九州論も畿内論も成り立っている。 ここに、問題がある。

2. 従来の邪馬台国論

2-1 邪馬台国論議の数

2010年頃、都内の大学教授が、邪馬台国関連の出版書籍を調査した結果、五万冊を超えていた。魏志倭人伝の旅程と邪馬台国比定地までの旅程が一致しないため、多岐に渡る邪馬台国論が出現した。
邪馬台国の比定地に関しては、北九州説/近畿説など様々な説が有り、天孫族との関係についても、年代と地域を超えた様々な説が出されている。各々の著作には、人生のある時期を掛けて、生涯で培った能力を全て投入したと思えるものが多く存在する。残念ながら、魏志倭人伝の旅程と、比定された国々の所在地が問題なく一致する邪馬台国論は、存在しなかった。やむを得ないことだが、「邪馬台国を論議することの意義は失われている」と言い出す人も出て来たし、同調する人も出て来た。

2-2 主な邪馬台国論の一覧

「邪馬台国の旅－失われた女王の郷を求めて」(1976年) (カッパ・ブックス)
(下記の表は、棟上寅七氏のネット上の記載から借用
http://www.torashichi.sakura.ne.jp/yaridamasono4.html)

論者	比定地	卑弥呼擬定者	論拠
松下見林	大和	神功皇后	「日本書紀」「古事記」「延喜式」を参考。
新井白石	大和	神功皇后	諸国名を北九州の各地に比定、伊都国は太宰府の役割を持つ。
本居宣長	九州南部	熊襲の偽僭	1月は1日の誤り。九州東岸行路。投馬国は日向の都万にあたる。
伴 信友	大和	神功皇后	水行10日陸行1月は、実地に見聞したものでない。
久米邦武	筑後国山門郡	八女津姫	八女津姫は、後漢の光武帝から金印を受けた伊都国王であった。
星野 恒	筑後国山門郡	田油津姫の先代	台与が田油津姫である。「倭人伝」は九州の実地検分によっている。
吉田東伍	薩摩曽於城	熊襲の偽僭	1月は1日の誤り。投馬国は薩摩の南部。
白鳥庫吉	肥後国内		日数を否定。方位は南のみを採る。大陸文化は日本海を経て近畿へ。
内藤寅次郎	大和	倭姫命	瀬戸内航路。投馬は周防国玉祖郷。
橋本増吉	筑後国山門郡		日数を否定。筑後川、有明海を水行した。卑弥呼の墓は円墳。
那珂通世	大隅国姫木城	熊襲女酋	邪馬台国の名は、倭の由来にて僭称した。
喜田定吉	筑後国山門郡		日程記事は大和への行程で、後代の知識である。
渡辺村男	筑後国山門郡	女山の女王	女山にある神護石は、邪馬台国の名残を伝える。
高橋健自	大和		大和の古墳文化が西漸した。九州は大和の支配下にあった。
笠井新也	大和	百襲姫	箸墓が卑弥呼の墓。行路は日本海岸沿いに敦賀に上陸し大和に入る。
山田孝雄	大和		日本海岸沿いの行路。投馬は出雲。
三宅米吉	大和		1月は1日の誤り。瀬戸内航路。投馬国は備後国鞆。
坪井九馬三	筑後国山門郡		里数は後漢尺。日数は誇張。筑後川を水行した。

図 3-1 主な邪馬台国論の一覧 その 1

論者	比定地	卑弥呼擬定者	論拠
安藤正直	肥後国佐俣		伊都国以遠は、放射的読み方をする。
志田不動麿	大和	神功皇后	瀬戸内航路で、水行すれば1日、陸行すれば1月と読む。投馬は鞆。
太田　亮	筑後国山門郡		水行10日陸行1月は、対馬より邪馬台国までの距離を示している。
中山平治郎	大和		北九州弥生遺跡の研究による。後に筑後説になる。
藤田元春	大和	倭姫命	瀬戸内航路。兵庫に上陸すれば陸行1月になる。
壇　一雄	肥後か筑後		放射的読み方をする。伊都国より邪馬台国まで1500里とする。
石田幹之助	筑後川下流域		日程記事は信用できない。
津田左右吉	筑後国山門郡		距離は魏使の誇張報告。
鈴木　俊	大和		邪馬台国への里数と日数は、帯方郡からの距離。
樋口隆康	大和		古墳及び出土鏡による。
浜田　敦	大和		邪馬台・大和のトは乙類、山門のトは甲類。
和歌森太郎	大和	百襲姫	東は南の誤り。投馬国は日向国妻。
牧　建二	筑後国山門郡		諸国名、官名を九州地名から考証する。
富来　隆	豊前国宇佐		1月は1日の誤り。諸国名を九州地名に推当。水行は筑後川。
肥後和男	大和	百襲姫	南は東。1月は1日の誤り。
和辻哲郎	大和	天照大神	水行陸行は伝聞である。
小林行雄	近畿		同范鏡の分布による。山門郡に出土品なし。
植村清二	筑後国三井郡		放射的読み方。投馬は薩摩の川内盆地。陸行1月は水行10日に換算。
宮崎康平	有明海岸		九州地名の字音を重視。
安本美典	筑後国甘木	天照大神	数理文献学による。壱与は台与の誤り。
古田武彦	博多湾岸		邪馬台国への里数は、帯方郡からの距離。投馬は薩摩。

図 3-2　主な邪馬台国論の一覧　その 2

2-3　従来の邪馬台国論では、九州への上陸地点を唐津近辺としている。

江戸時代の学者以来、唐津付近を末盧国とする説が多いが、壱岐から唐津までの距離は、狗邪韓国-対馬、対馬-壱岐の距離の半分ほどの距離にあり、千里・千里・千里と記された旅程と異なる。

次の旅程は「東南五百里　伊都国」となる。伊都国は、港の管理を行うとされる。又、唐津付近の東南に伊都国に該当する地域は存在しない。糸島・前原（怡土）が存在するが、東南方向ではなく東（東北東）に存在する。

従って、上陸地点と次の地点を考慮すると、唐津上陸説は、魏志倭人伝の旅程を「ないがしろ」にしてきたことになる。

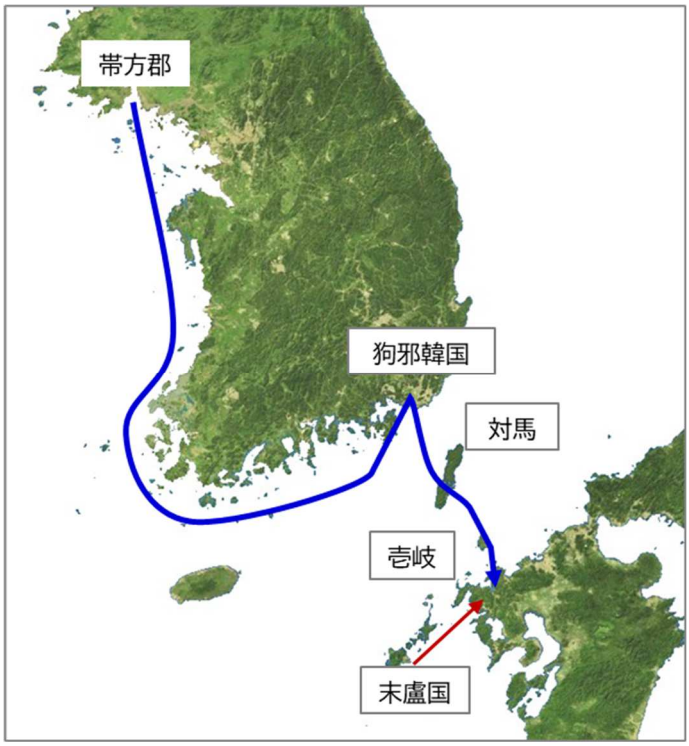

図 4　九州上陸地点を唐津付近とする説の地図

3. 従来の邪馬台国論の旅程・所在地論の二つの大きな問題点

3-1 旅程自体を正しく理解しないまま、旅程の解明作業を続けたこと。（論文その1で対応）

旅程の中の矛盾をそのままにし、旅程には誤りが含まれることを前提とした。そこで、月→日、南→東など勝手に改変を行い、解釈を行った。放射説など原文には明瞭な記載のない解釈を行った。
不都合な部分を勝手に変更することで、九州の各地や近畿説が可能となり、全ての都道府県が邪馬台国の所在地になりかねない、勝手な説が横行した。

3-2 旅程の基礎情報（国籍・人数・交通機関・技術/装備）を無視したこと。（論文その2・3で対応）

江戸時代の学者のルートを無批判に踏襲した。日本人と日本の古代技術に基づいて旅程を考え、航海の動力源として人力による櫓・オールを選択し、風力を動力源とする帆・帆船を除外した。
魏の使節の旅程であることを無視し、魏の使節としての人員規模・交通機関・目的を検討してこなかった。
短里・長里問題も、明確に論議してこなかった。

4. 「史料批判」

日本史を研究する上で、最初に学ぶことが「史料批判」である。歴史とは、過去の事実を文献などの史料から探し、収集し、編集したものであり、歴史学という学問は、収集した史料を、批判的精神をもって検証することによって、初めて科学と同等の正確さを持つ。科学者にとって、再評価や検証が当然であるように、歴史学では史料批判が、基本かつ当然の過程といえる。

邪馬台国や古代史に携わり始めた時には、残念ながら「史料批判」という言葉を耳にすることはほとんどなかった。古代史をテーマに討論会を設け、多くの論者と話をしてきたが、参加者に「史料批判」という言葉を知っているかと問うと、「知らない」あるいは「何？」という答えが返ってきた。評価の高い出版物を見ても、「史料批判」とは程遠い記述ばかりである。

そこで、「史料批判」とは何か、複数の AI に尋ねてみた。

A 社の AI 回答

史料批判とは、歴史研究において、史料の信頼性や価値を評価する作業のことです。
史料は歴史の事実を伝えるための材料ですが、そのまま鵜呑みにするのではなく、様々な角度から検討し、その内容がどの程度信頼できるかを判断する必要があります。
史料批判は、大きく分けて以下の二つの段階に分けられます。

1. 外的批判:

史料の真偽、作成された時代や場所、筆者、伝来の経緯などを検証します。
例えば、偽造された史料でないか、誤記や改竄がないか、史料の出所や由来、伝播の経路などを調べます。

2. 内的批判:

史料の内容が信頼できるかどうかを検証します。

例えば、史料の記述に矛盾がないか、他の史料と整合するか、著者の立場や意図、時代背景などを考慮して、史料の内容を評価します。

- 史料批判は、歴史研究の基礎となる重要な作業であり、客観的な事実に基づいて歴史を解明するために不可欠です。

この A 社の回答は分かりやすく秀逸である。特に、2.「内的批判」こそが、史料批判の真髄といえる。

B 社の AI 回答（抜粋）

史料批判は、歴史研究の根幹をなす非常に重要な作業です。

これを怠ると、誤った情報に基づいて歴史を解釈したり、虚偽の事実を認定したりする危険性があります。

歴史学者が客観的で正確な歴史像を構築するためには、常に厳密な史料批判が求められるのです。

B 社の回答の2行目は、邪馬台国論における300年の混乱の原因を鋭く突いている。

5. 魏志倭人伝の史料批判

5-1 外的批判

「魏志倭人伝」は、陳寿が記述した『三国志』の「魏書」第三十巻「烏丸鮮卑東夷伝」中の倭人条のことである。史料の成立は、魏が邪馬台国に訪問使節を出したとされる西暦240年から250年頃と推定される。著者の陳寿は、西暦233年に生まれ297年に没しており、魏志倭人伝は同時代の歴史を記載したもので、その評価は高い。

倭人伝の内容は、以下の原史料によると推定される。

- 梯儁の報告書（240年に現地を訪問した魏の使者、梯儁一行の報告書）（卑弥呼に面談）
- 張政の報告書（248年に現地を訪問した魏の使者、張政一行の報告書）
- 魏の公文書 / 歴史書

倭人伝は、現地訪問記録と公文書を基本とした史料で信頼性の評価は高い。

5-1-2 梯儁・張政の報告書

魏と倭の外交関係を記した部分が倭人伝中にある。中国王朝から初めて倭国現地訪問を行った梯儁一行は、使命として、倭国・倭人についての調査・報告の責務があったと考えられ、その報告書が、倭人伝のベースと推定される。二回目の張政の訪問目的は軍事支援で、作戦の実行に当たっては、現地情報として梯儁報告書を読み、確認したと考えられる。その結果、修正・追加情報があれば、張政報告書に記載されたと推定する。

いずれの報告書も、中国の使者が、直接現地に行き、調査・軍事行動を行った上での報告書であるため、具体的な倭国・倭人についての情報源で、単なる伝聞をまとめた報告書と違い、高い評価を受けている。

5-2 内的批判

5-2-1 元となった文書を解析し、文書全体を色分け

文書全体を原史料別に色分けして、原資料を明示する。

- 青色は、梯儁の報告書
- 黒色は、魏の外交文書/公文書/歴史書
- 茶色は、張政の報告書
- 緑色は、裴松之の注であって、倭人伝の本文ではない

魏志倭人伝 全文(紹興本) 倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國從郡至倭循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴母離所居絶島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戶無良田食海物自活乘船南北市糴又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林有三千許家差有田地耕田猶不足食亦南北市糴又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戶濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鰒水無深淺皆沈没取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰泄謨觚柄渠觚有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里官曰兕馬觚副曰卑奴母離有二萬餘戶東行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴母離有千餘家南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪馬壹國女王之所都水行十日陸行一月官有伊支馬次曰彌馬升次曰彌馬獲支次曰奴佳鞮可七萬餘戶自女王國以北其戶數道里可得略載其餘旁國遠絶不可得詳次有斯馬國次有巳百支國次有伊邪國次有都支國次有彌奴國次有好古都國次有不呼國次有姐奴國次有對蘇國次有蘇奴國次有呼邑國次有華奴蘇奴國次有鬼國次有爲吾國次有鬼奴國次有邪馬国次有躬臣国次有巴利国次有支惟國次有烏奴國次有奴國此女王境界所盡其南有狗奴國男子爲王其官有狗古智卑狗不屬女王自郡至女王國萬二千餘里男子無大小皆黥面文身自古以來其使詣中國皆自稱大夫夏后少康之子封於會稽斷髮文身以避蛟龍之害今倭水人好沈没捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以爲飾諸國文身各異或左或右或大或小尊卑有差計其道里當在會稽東治之東其風俗不淫男子皆露紒以木緜招頭其衣横幅但結束相連略無縫婦人被髮屈紒作衣如單被穿其中央貫頭衣之種禾稻紵麻蠶桑緝績出細紵縑緜其地無牛馬虎豹羊鵲兵用矛楯木弓木弓短下長上竹箭或鐵鏃或骨鏃所有無與儋耳朱崖同倭地温暖冬夏食生菜皆徒跣有屋室父母兄弟臥息異處以朱丹塗其身體如中國用粉也食飲用籩豆手食其死有棺無槨封土作冢始死停喪十餘日當時不食肉喪主哭泣他人就歌舞飲酒已葬舉家詣水中澡浴以如練沐其行來渡海詣中國恒使一人不梳頭不去蟣蝨衣服垢汚不食肉不近婦人如喪人名之爲持衰若行者吉善共顧其生口財物若有疾病遭暴害便欲殺之謂其持衰不謹出真珠青玉其山有丹其木有柟杼豫樟楺櫪投橿烏號楓香其竹篠簳桃支有薑橘椒蘘荷不知以爲滋味有獼猴黑雉其俗舉事行來有所云爲輒灼骨而卜以占吉凶先告所卜其辭如令龜法視火坼占兆其會同坐起父子男女無別人性嗜酒(魏略曰其俗不知正歲四節但計春耕秋收爲年紀)見大人所敬但搏手以當跪拜其人壽考或百年或八九十年其俗國大人皆四五婦下戶或二三婦婦人不淫不妬忌不盜竊少諍訟其犯法輕者没其妻子重者滅其門戶及宗族尊卑各有差序足相臣服收租賦有邸閣國國有市交易有無使大倭監之自女王國以北特置一大率檢察諸國諸國畏憚之常治伊都國於國中有如刺史王遣詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯下戶與大人相逢道路逡巡入草傳辭説事或蹲或跪兩手據地爲之恭敬對應聲曰噫比如然諾其國本亦以男子爲王住七八十年倭國亂相攻伐歷年乃共立一女子爲王名曰卑彌呼事鬼道能惑衆年已長大無夫婿有男弟佐治國自爲王以來少有見者以婢千人自侍唯有男子一人給飲食傳辭出入居處宮室樓觀城柵嚴設常有人持兵守衛女王國東渡海千餘里復有國皆倭種又有侏儒國有其南人長三四尺去女王四千餘里又有裸國黑齒國復在其東南船行一年可至參問倭地絶在海中洲島之上或絶或連周旋可五千餘里景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都其年十二月詔書報倭女王曰制詔親魏倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米次使都市牛利奉汝所獻男生口四人女生口六人班布二匹二丈以到汝所在踰遠乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀汝今以汝爲親魏倭王假金印紫綬裝封付帶方太守假授汝其綬撫種人勉爲孝順汝來使難升米牛利涉遠道路勤勞今以難升米爲率善中郎將牛利爲率善校尉假銀印青綬引見勞賜遣還今以絳地交龍錦五匹(臣松之以爲地應爲綈漢文帝著皁衣謂之弋綈是也此字不體非魏朝之失則傳寫者誤也)絳地縐粟罽十張倩絳五十匹紺青五十匹荅汝所獻貢直又特賜汝紺地句文錦三匹細班華罽五張白絹五十匹金八兩五尺刀二口銅鏡百枚真珠鉛丹各五十斤皆裝封付難升米牛利還到録受悉可以示汝國中人使知國家哀汝故鄭重賜汝好物也正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表荅謝詔恩其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻生口倭錦絳青縑緜衣帛丹木短弓矢掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬其六年詔賜倭難升米黄幢付郡假授其八年太守王頎到官倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和遣倭載斯烏越等詣郡説相攻擊狀遣塞曹掾史張政等因齎詔書黄幢拜假難升米爲檄告喻之卑彌呼以死大作冢徑百餘步徇葬者奴婢百餘人更立男王國中不服更相誅殺當時殺千餘人復立卑彌呼宗女壹與年十三爲王國中遂定政等以檄告喻壹與壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還因詣臺獻上男女生口三十人貢白珠五千孔青大句珠二枚異文雜錦二十匹

図 5 色分けした魏志倭人伝全文

- 書き出し部分(黒):「倭人は帶方郡の東南の大海之中に在り」、から 「今、使譯の通じる所は、三十ヵ国」の部分は、**漢書＝既存の歴史書**を原史料としている。
- 次の部分(青):「郡から倭に至るには、海岸に従い、水行し、韓国を経て」から、倭国までの旅程を示し、倭人の風俗習慣など記載した部分が続く。→**梯儁一行の報告**が原史料
- 途中の一文(緑):「魏略にいわく、其俗、年に四節があることを知らず、ただ、春に耕し、秋に収穫することで、年を記している。」 この一文は、注釈をした**裴松之の文**で、魏志倭人伝の本文ではない。
- 後続する部分(青):には、倭人の生活・習慣などが続き、家族制度・法制などから国内統治・歴史が、更に、女王の成立や能力や居城について記されている。→**梯儁一行の報告**が原史料
- 魏と倭の外交の記述(黒):景初 2 年 6 月の女王の使者が中国の魏を訪問した様子。正始元年、魏の使節が倭国訪問。更にその後の倭国の使節訪問が記され、狗奴国との紛争を報告。→**外交文書・公文書**が原史料
- 最後の部分(茶色):要請を受けて倭国訪問した**張政一行の報告書**が原史料

5-2-2 原史料ごとに、記述の矛盾と他の史料との整合性を検証する。

原史料が明らかになったところで、倭人伝の記述を読み直すと、時系列の違和感、文章同士の矛盾などが、青の梯儁の報告の部分に複数存在することが判明した。

- 旅程部分に関しては、一覧表を作成して、内容を明確にして、整合性の検討材料とする。
  一覧表では、距離・里数と所要日数の記述が明確に分かれている。
- 次に、初めて倭国を訪問した梯儁一行が確認できた内容と、二回目の張政一行が確認できた内容には、時間的な開きがあり、差異が有ることに注目した。

	水陸区分	方向	距離・里数	所要日数	戸数	備考
帯方郡						
狗邪韓国	**水行**	南・東	7,000里余			倭からみて北岸
対馬国	水行	（南）	1,000里余		1,000戸余	始めて一海をわたり
一支国	水行	南	1,000里余		3,000許家	
末盧国	水行		1,000里余		4,000戸余	
伊都国	**陸行**	東南	500里		1,000戸余	
奴国	陸行	東南	100里		20,000戸余	
不弥国	陸行	東	100里		1,000余家	
投馬国	**水行**	南		20日	50,000戸余	
邪馬台国	**水行**	南		10日	70,000戸余	帯方郡から女王国に至る12,000里
	陸行			一月		

図６ 旅程一覧表

5-2-3 矛盾点及び他の史料との整合性

倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘國
漢時有朝見者今使譯所通三十國 從郡至倭循海
岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘
里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑
奴母離所居絶島方可四百餘里土地山險多深林道
路如禽鹿徑有千餘戸無良田食海物自活乘船南北
市糴又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國官亦曰
卑狗副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林有三千
許家差有田地耕田猶不足食亦南北市糴又渡一海
千餘里至末盧國有四千餘戸濱山海居草木茂盛行
不見前人好捕魚鰒水無深淺皆沈没取之東南陸行
五百里到伊都國官卑曰爾支副曰泄謨觚柄渠觚有
千餘戸世有王皆統屬女王國**郡使往來常所駐**東南
至奴國百里官曰兕馬觚副曰奴母離有二萬餘戸東
行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴母離有千餘家
南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可
五萬餘戸南至邪馬壹國女王之所都水行十日陸行
一月官有伊支馬次曰彌馬升次曰彌馬獲支次曰奴
佳鞮可七萬餘戸 自女王國以北其戸數道里可得
略載其餘旁國遠絶不可得詳次有斯馬國次有巳百
支國次有伊邪國次有都支國次有彌奴國次有好古
都國次有不呼國次有姐奴國次有對蘇國次有蘇奴
國次有呼邑國次有華奴蘇奴國次有鬼國次有爲吾
國次有鬼奴國次有邪馬国次有躬臣国次有巴利国
次有支惟國次有右烏奴國次有奴國此女王境界所
盡**其南有狗奴國男子爲王其官有狗古智卑狗不屬**
女王自郡至女王國萬二千餘里

図7 旅程部分の拡大図（挿入文＝赤字）

3 ヶ所に、矛盾が存在することが確認でき、下に記す。(順不同)

1)「郡使往來常所駐」(帯方郡の使者の往来では常に駐在する所。) [伊都国の記述]

初回の梯儁一行が訪問した時点では、「常に駐在」するとは把握できない。「常に駐在」とは、二回目の張政一行の訪問以降に判明すること。 従って、初回訪問の梯儁一行の報告書の部分に、著者の陳寿が、張政以降の報告書を参照して、文章を挿入したものと理解する。

> 注記:論者の中には、公孫氏の時代の帯方郡の使者が、往来し、常に駐在していたことを示すものと解釈する方々がいるが、魏の使節の報告書の中で、魏が討伐した公孫氏側の帯方郡の使者と魏の使者を同列に扱い記述することはあり得ない。従って、張政一行の駐在したことを追記したものと解釈する。

2)「其南有狗奴國男子爲王其官有狗古智卑狗不屬女王」(其の南には狗奴国がある。男子を王と為し、其の官に狗古智卑狗が有る。女王に属さず。) [次々と国名の並んだ後の記述]
この狗奴国についての事実関係は、二回目の張政の訪問時に判明したことであって、初回の梯儁の報告書に、この内容が入ることは有り得ない。従って、この文章は、梯儁一行の報告書の部分に、陳寿が、挿入したものと理解される。
又、前後の文章、「此女王境界所盡」(此れが女王の境界が尽きる所である。)と「自郡至女王國萬二千餘里」(帯方郡から女王国に至る、一万二千余里である。)とは、連続する文章と読める。陳寿が挿入した部分を除いてみると、元の梯儁一行の報告が、メリハリの利いた活き活きとした文章で記されていたことが判る。

3)「南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戸」(南へ水行二十日で、投馬国に至る　長官は彌彌、副官は彌彌那利である。五万戸余。)
この記述の数行後の文章「自女王國以北其戸數道里可得略載」(女王国の以北は、其の戸数・道里を略載することができた)とは、矛盾が生じる。倭人伝の帯方郡から狗邪韓国を経て、不弥国までの国々に付いては、里数と戸数が記されているが、投馬国の記述には、里数の記述がない。 里数が無く、その代わりに日数が記載されており、一連の記述とは異質な記述で、梯儁一行の報告書としては、統一性がない。また、「道里を略載できた」とは矛盾するので、初回訪問の梯儁一行の報告書に、陳寿が別の文献から挿入した文章と理解できる。

5-2-4　陳寿が挿入した三ヶ所を除去した旅程

作成すると次の通りとなる。
矛盾を示した部分に赤枠を示す。
また、和訳文を下に示す。

倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘
國漢時有朝見者今使譯所通三十國從郡至倭循
海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七
千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗
副曰卑奴母離所居絶島方可四百餘里土地山險
多深林道路如禽鹿徑有千餘戸無良田食海物自
活乘船南北市糴又南渡一海千餘里名曰瀚海至
一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可三百里多
竹木叢林有三千許家差有田地耕田猶不足食亦
南北市糴又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戸
濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鰒水無深
淺皆沈没取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾
支副曰泄謨觚柄渠觚有千餘戸世有王皆統屬女
王國東南至奴國百里官曰兕馬觚副曰奴母離有
二萬餘戸東行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴
母離有千餘家南至邪馬壹國女王之所都水行十
日陸行一月官有伊支馬次曰彌馬升次曰彌馬獲
支次曰奴佳鞮可七萬餘戸自女王國以北其戸數
道里可得略載其餘旁國遠絶不可得詳次有斯馬
國次有巳百支國次有伊邪國次有都支國次有彌
奴國次有好古都國次有不呼國次有姐奴國次有
對蘇國次有蘇奴國次有呼邑國次有華奴蘇奴國
次有鬼國次有爲吾國次有鬼奴國次有邪馬国次
有躬臣国次有巴利国次有支惟國次有烏奴國次
有奴國此女王境界所盡自郡至女王國萬二千餘
里

図8　挿入文を除外した旅程部分の拡大図

- 倭人は、帯方郡の東南の大海の中にあり、山や島によって国や村をなしている。もと百余国に分かれていて、漢の時代に朝見にくるものがあり、今は、使者・通訳の通うところは三十国である。
- 帯方郡より倭に行くには、朝鮮半島の西海岸に沿って水行し、韓の国々を経て、あるいは南へ、あるいは東へと進み、倭の北岸にある狗邪韓国に到着する。これまでが七千余里である。
- はじめて一海を渡ること千余里で、対馬国に到る。その国の大官を卑狗、副官を卑奴母離という。絶島で、広さは四百余里四方で、山は険しく、森林は深く、道は獣道のようである。千余戸があり、良田はなく、海産物を食べて自活し、船にのり南や北と交易して暮す。
- 南に瀚海という名の一海を渡ること千余里で一支国に至る。この国の官も卑狗、副官は卑奴母離という。広さ三百里平方ばかり、竹木・叢林が多く、三千ばかりの家がある。田地があるが、水田を耕しても食料は足らず、やはり南や北と交易して暮す。
- また一海を渡ること千余里で、末盧国に到る。四千余戸がある。山裾や海浜に沿って住む。草木が繁り、前を行く人が見えない。人々は魚やアワビを捕ることが得意で、海の深い処浅い処で潜りこれを取っている。
- 東南に陸行し、五百里で伊都国に到る。官は爾支、副官は泄謨觚・柄渠觚。千余戸がある。代々王がいた。皆、女王国に属する。
- 東南に百里行くと、奴国に至る。官は兕馬觚、副官は卑奴母離。二万余戸がある。
- 東へ百里行くと、不弥国に至る。官は多模、副官は卑奴母離。千余の家が有る。
- 南に進み邪馬台国に至る。女王の都のある所、水行十日と陸行一月。官は伊支馬、弥馬升、弥馬獲支、奴佳鞮がいる。七万余戸ほどがある。
- **女王国の以北は、その戸数・道里を略載することを得た**が、その他の周辺国は遠く絶たっていて、詳らかにできない。斯馬国、己百支国、伊邪国、都支国、弥奴国、 好古都国、不呼国、姐奴国、対蘇国、蘇奴国、 呼邑国、華奴蘇奴国、鬼国、為吾国、鬼奴国、 邪馬国、躬臣国、巴利国、支惟国、烏奴国、奴国。**これが女王の境界が尽きる所。帯方郡から女王国に至る、一万二千余里である。**

5-2-5 梯儁一行の記した報告書の旅程について

『陳寿の追記を削除した旅程』 が、「梯儁一行の報告書」の本来の旅程であった。極めて明瞭で、順序立ち、判り易い構成で書かれていることに、驚くほどである。
問題のあった**「自女王國以北其戸數道里可得略載」**の記述にも矛盾が無い。
しかし、読み直して見ると、次の二ヶ所では、記載不十分の箇所がある。

1） 一支国から末盧国への渡海では、方向が記されていない。
2） 邪馬台国への記述には、方向が示されているが、里数が無い。

1）理由は、方向を明確に記述できない理由があったためと推測される。これについては、後ほど検討する。
2）邪馬台国への里数がないことは、里数を記載するほどの距離がなかったと判断できる。「魏志倭人伝」の里数記述は千里、五百里、百里といった単位で記されていることから、百里に満たない（五十里未満など）場合は記載しなかったと推測する。この部分を除けば、旅程は方向と里数が「略載」できていると判断できる。

「次有奴國此女王境界所盡 自郡至女王國萬二千餘里」の記述は、最後の奴国が女王国の境界の尽きるところであり、帯方郡から女王国に至る合計里数は一万二千里であると明快な論旨で構成されている。挿入された狗奴国に関する記事を除くと、一連の文章構成の見事さがわかる。

一般的に、長期間・長距離の旅程を報告する場合、望ましい形は、出発地点に近い部分は大きな単位で、目的地に近づくにつれて小さな単位で記載すること。魏志倭人伝では千里単位で記述が始まり、目的地に近づくにつれて五百里、百里と単位を短くしており、旅程の書き方として手本となるほど明瞭である。
又、旅程では、個々の区間の距離・方向を確実に記載し、まとまった所で、合計の総距離数と所要日数の合計が記載されることが望まれる。倭人伝の場合、所要日数は、水行十日・陸行一月と記載され、距離の合計に関しては、旅程の起点と終点を明示した上で、一万二千里と示している。極めて明瞭な旅程記述と云える。
余談になるが、途中の里数の記述には、多くの箇所に「余里」が含まれている。合計の一万二千里と示すことで、この「余里」の端数処理が行われている。

5-2-6 確定した新たな旅程一覧表

投馬国の文章を取り外し、一連の旅の流れを理解しながら読み直すと、先に示した旅程一覧表とは、異なる解釈となる部分があるので、改めて、図示する。

この旅程一覧表が、邪馬台国へ至る経路を示すものになる。 この方位・里数に従って行くことで、確実に邪馬台国へ行けるはずで、二回目の使節張政一行もこの旅程に従い、邪馬台国支援に赴いた筈。

	水陸区分	方向	距離・里数	所要日数	戸数	備考
帯方郡						
狗邪韓国	**水行**	南・東	7,000里余			倭からみて北岸
対馬国	水行	（南）	1,000里余		1,000戸余	始めて一海をわたり
一支国	水行	南	1,000里余		3,000許家	
末盧国	水行		1,000里余		4,000戸余	
伊都国	**陸行**	東南	500里		1,000戸余	
奴国	陸行	東南	100里		20,000戸余	
不弥国	陸行	東	100里		1,000余家	
邪馬台国	陸行	南	（0里＜50里）		70,000戸余	
帯方郡～邪馬台国	**水行** **陸行**		12,000里	10日 一月		帯方郡から女王国に至る12,000里
投馬国	**水行**	南		20日	50,000戸余	

図 9　確定した新たな旅程一覧表

5-2-7 「投馬国」について

「確定した新たな旅程一覧表」から判断すると、水行十日は、帯方郡から末盧国の千里×十日と解釈でき、一万里に該当する。これから判断すると、投馬国への水行二十日は、距離の概念では、二万里に相当する。 邪馬台国から投馬国は二万里は、「極めて遠方に存在する」と理解できる。
従って、「南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戸」（南へ水行二十日で、投馬国に至る長官は彌彌、副官は彌彌那利である。五万戸余。）の文章は、別の意図で挿入された文章であり、邪馬台国への旅程内に組み込まれるべきものでは無いと、改めて、判断する。

投馬国は、別途、報告・説明が必要な地域・国で、邪馬台国への旅程の二倍近い遠方に有ることを示す。著者の陳寿が、きれいにまとまった梯儁一行の報告旅程の中に、わざわざ、割り込ませて、記入した投馬国は、重要な理由が有ってのことと推測する。この件に関しては、別途、検討し、「論文その 2」で記すことにする。

5-2-7 新たな旅程図

旅程について、上記の理解から、次の図としてまとめられる。
これが、相互矛盾の無い魏志倭人伝の旅程となる。この旅程に正しく従い、進むことで、邪馬台国へ到達することになる。問題となるのは、一大国から末盧国への方向が記載されていないことで、それ以外は、方向・距離が定められており、間違いなく一つの地点に到着できることになった。

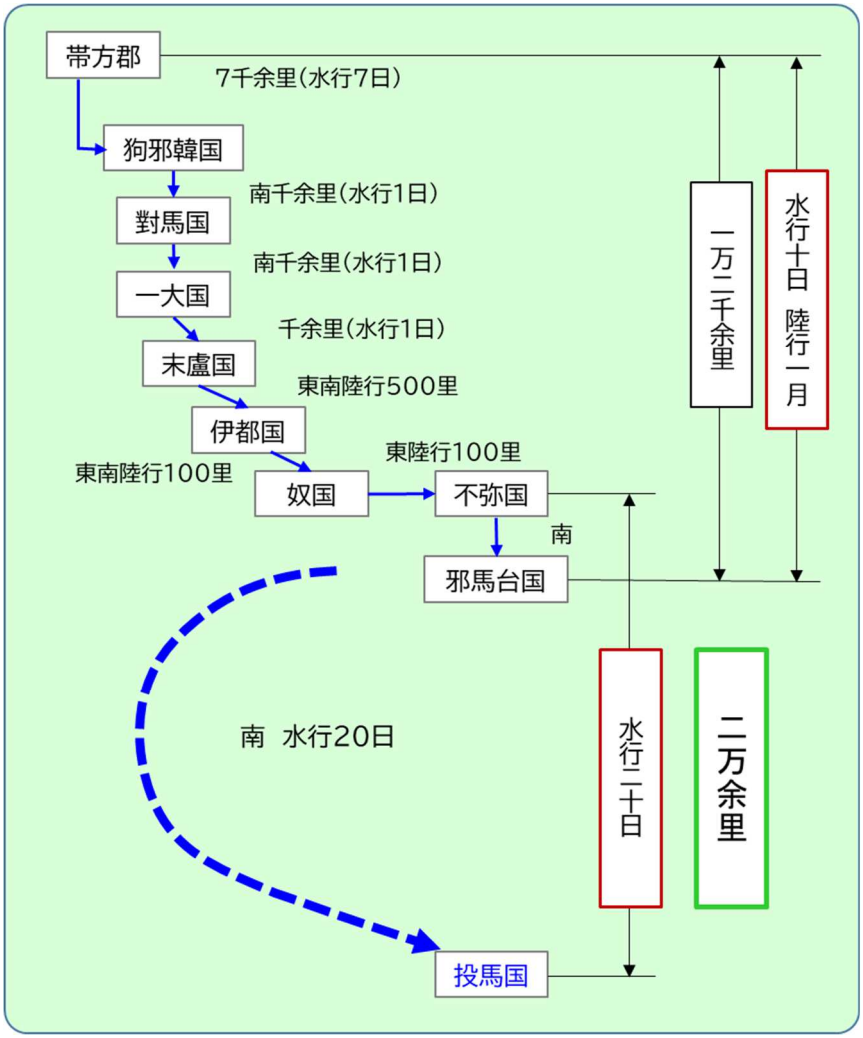

図 10 旅程概念図

6 終わりに

3部構成の残りの部分は、次のように予定している。

その2：「投馬国の記述追加の理由」は、投馬国のことを、何故、強引に挿入したのかを追求する。それなりの理由が無ければ、陳寿も入れなかったはず。理由は、魏国と倭国の外交関係に大きく関わるものと推定する。従って、三国志の三カ国である魏・蜀・呉の戦争状態と外交に関わる事情から説明が必要になるので、別の部を構成する。

その3：「邪馬台国の所在地」では、今回の史料批判で定まった旅程に基づき、邪馬台国の所在地を捜索する。ポイントとなるのは九州上陸地点。従来の唐津上陸論は、確定した新たな旅程とは、距離が異なることなどから採用せず、別の上陸地点を採用する。方向・距離が正確に書かれて居れば、余り論議も無く辿れそうだが、地理状況が現代と古代では違うことが、探索上の留意点となる。

以上

主な参考文献

安本美典「邪馬台国への道」
古田武彦「ここに古代王朝ありき」
大塚初重「邪馬台国をとらえなおす」
藤田友治「魏志倭人伝の解明」
邦光史郎「邪馬台国の旅」
久保田穣「邪馬台国はどこにあったか」
真木林太郎「邪馬台国とはなんだろうか」
高木彬光「邪馬台国の秘密」
寺沢薫「王権誕生」「卑弥呼とヤマト王権」「最新邪馬台国事情」
半沢英一「邪馬台国の数学と歴史学」
鳥越憲三郎「倭人・倭国伝全釈」
石原道博「新訂　魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝」
小南一郎訳「正史三国志 1-8」ちくま学芸文庫